

富士市公告第250号

富士市立中央図書館飲料用自動販売機設置に関する一般競争入札について、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年7月21日

富士市長 金指 祐樹

1 設置場所・販売内容等

次の表の設置場所ごとに入札を行う。

設置場所	① 本館2階 飲食コーナー	② 分館1階 自動販売機コーナー	③ 分館1階 自動販売機コーナー
販売内容	アルコールを含まない飲料（定価販売）		
	ペットボトル・缶 （ビンは除く）	ペットボトル・缶 （ビンは除く）	紙コップ
設置 スペース （mm）	自動販売機 1200×900 回収ボックス 900×900	自動販売機 1200×900 回収ボックス 900×600	自動販売機 1200×900 回収ボックス 500×600
設置期間	令和8年10月1日 から 令和12年9月30日 まで		

2 入札参加資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 契約時（令和8年9月下旬予定）までに、令和8年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。又は競争入札参加者資格申請書を市へ提出しているこ

と。

(4) 入札参加申込書の提出期限の日までに、「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 過去5年間に於いて、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体（公社等を含む。）と飲料自動販売機の設置実績を有しており、誠実に履行した実績を有すること。

3 実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和8年7月21日（火）から同年8月7日（金）まで

(2) 交付書類

ア 富士市立中央図書館飲料用自動販売機設置募集要領

イ 入札参加申込書

ウ 設置位置図

エ 設置状況及び実績

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイト URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/4005300000/p007745.html>

4 入札参加方法

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 設置予定自動販売機のカタログ（寸法、消費電力、機能等が確認できるもの）

(2) 申込受付期間・提出方法

ア 郵送の場合

令和8年7月21日（火）～ 令和8年8月7日（金） ※必着

送付先 〒417-8515

富士市永田北町3番7号 富士市立中央図書館 管理担当

イ 持参する場合

令和8年7月21日（火）～ 令和8年8月7日（金）

※休館日（月）を除く

※受付時間 午前9時～午後5時

提出先 富士市永田北町3番7号

富士市立中央図書館本館2階 事務室 管理担当

(3) 留意事項

ア 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。

イ 提出された書類の内容については、秘密を厳守し第三者等へ開示はしません。

ウ 応募者に関する情報及び応募者数の問い合わせについては、回答できませんので、御了承ください。

エ 提出された書類に虚偽の記載があった場合や、指定の日時までに書類の提出が無い場合は、無効とします。

オ 入札保証金は免除とする。

(4) 入札書類の送付

提出書類の確認等を行い、条件を満たした者を入札参加者とし、入札書類を後日送付します。

5 設置予定業者の決定

(1) 入札日時及び入札場所

入札日時 令和8年9月4日（金） 午前9時30分から

入札場所 富士市永田北町3番7号 富士市立中央図書館本館2階 会議室1

(2) 次のいずれかに該当する者の入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 金額、氏名その他入札要件の確認できない記載をした者

ウ 入札者の住所及び氏名の記入並びに押印のない者

エ 談合その他の不正な行為により入札を行ったと認められる者

オ 同一事項につき2以上の入札をした者

カ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

キ 2人以上の代理人となって入札をした者

ク 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者

(3) 入札は売上手数料の手数料率によるものとします。

売上額に係る手数料率の数値は、小数点第一位まで記載すること。

(4) 設置者の決定

設置場所①②③個別に入札を行い、最も高い手数料率の者を設置者とします。
なお、最も高い手数料率が2者以上となった場合は、抽選により設置者を決定します。

6 設置者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、全ての物件において設置者としての決定を取り消し、次点のものを設置者とします。

- ア 正当な理由無く、設置契約の手続きに応じなかった場合
- イ 設置者が入札参加資格を喪失した場合
- ウ その他設置者が本件の契約先として不適当と認められる場合

7 費用負担

- (1) 転倒防止器具設置等を含む自動販売機の設置・撤去、及び飲料の搬入にかかる諸費用は設置者が負担することとする。
- (2) 自動販売機には使用電力計測用の電気子メーターを設置することとし、その設置にかかる諸費用は設置者が負担することとする。
- (3) 自動販売機にかかる電気料は、中央図書館（本館・分館）全体の電気使用量及び請求金額と、図書館職員が毎月末に検針した子メーターの数値より算出した自動販売機使用分の電気量から算出し、毎月所定の納付書により納付もしくは指定の口座へ振り込むこととする。この際、振込に要する費用は設置者が負担することとする。
- (4) 設置者は毎月の売上を書面で報告するとともに、設置料（売上手数料）を所定の納付書により納付もしくは指定の口座へ振り込むものとする。この際、振込に要する費用は設置者が負担することとする。

8 諸条件

- (1) 業務の孫請けは禁止とし、補充作業・メンテナンスは設置者または設置者の指定する者が、市の指示した周期に行うこととする。
- (2) 設置場所①②については、災害発生時に自動販売機内の飲料等は無償提供することが可能な機器とすること。また、災害発生時に市が飲料等の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料等は無償で提供すること。なお、その際には電気が供給されない状況であっても対応できるようにしておくこと。
- (3) デザインは、周辺環境に配慮した外観とし、公共施設にふさわしいものとする。また、誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機であること。
- (4) 環境対策として、電力消費量を抑制するため、センサーやタイマーの設置により自動点灯・消灯機能などの省電力機能や環境対応機能を備えた自動販売機とするこ

と。

- (5) 自動販売機及び回収ボックスには転倒防止のための対策（転倒防止器具等）を施し、地震等への対応を図ることとする。
- (6) 自動販売機用の回収ボックス（設置場所①②はペットボトル用と缶用、設置場所③は紙コップ用）を設置し、市の指示した周期に回収を行うこととする。また、設置する回収ボックスは、多くの市民の目に触れる事を考慮し景観に配慮した物とすること。
- (7) 設置場所③については、設置する場所が出入り口付近のため、害虫対策を施すこと。
- (8) 自動販売機及び自動販売機用の回収ボックスの故障やトラブルについては、設置者が全責任を負い、土曜・日曜・祝日も早急に対応できる連絡体制を整えることとする。
- (9) 給水装置のタンクへの給水は分館事務室の水道でホースを用いて行うこととする。また、ホース（長さ1 m程度）は設置者が用意し、図書館分館事務室内で保管することとする。
- (10) 補充作業やメンテナンスの際には、ボタンや釣銭口等の消毒を適宜行うものとする。
- (11) 保健所等への必要な届出は設置者が行うこととする。

9 その他

- (1) 契約期間満了に伴わず契約を解除する際は、契約解除の3か月前までに書面にて申し出ることとする。
- (2) 市がやむを得ない事情により設置場所の変更等を要する際は、市の指示に従うこととし、その際生じる費用については設置者が負担することとする。
- (3) 自動販売機及び自動販売機用の回収ボックスに起因する事故により、市及び市民等に損害が生じた際は、その補修等に要する費用は設置者が負担することとする。
- (4) 契約満了後は設置者の責任で原状復帰することとするとともに、次設置者と連絡を取り合い自動販売機が利用できない期間を最小限にすることとする。
- (5) 定めのない事項については、市・設置者双方で協議して決定することとする。